

「令和５年度ものづくり Kids 拠点構築実施業務」に係る提案書

1 本説明書について

札幌市が実施する「令和５年度ものづくり Kids 拠点構築実施業務」の契約候補者を選定する公募型企画競争の実施に関して、必要な事項を定める。

2 担当部署

〒060-8661

札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 15 階北側

札幌市経済観光局 産業振興部 産業振興課

担当：名取・高田

電話：011-211-2392 FAX:011-218-5130

Email：monodukuri@city.sapporo.jp

3 企画競争に付する事項

(1) 業務名

令和５年度ものづくり Kids 拠点構築実施業務

(2) 業務の内容

別添仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和６年３月 29 日（金）

(4) 予算規模

3,000 千円（消費税及び地方消費税の額を含む）を上限とする。

4 参加資格要件

応募者は、次の各号に掲げる条件を全て満たすものとする。

(1) 札幌市内に本社又は営業所等の拠点を有する事業者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する事項に該当しない者であること。

(3) 令和 4 ～ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録がされている者であること。ただし、名簿に登録されていない者であっても、「５（２）ア～オ」に示す書類を提出することで、参加の申込を行うことができる。

(4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。

(6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札

参加を希望していないこと。

- (7) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 7 条に規定する暴力団関係事業者でないこと。

5 参加手続きに関する事項

(1) 企画競争に関する質問の受付

① 提出期限

令和 5 年 6 月 7 日（水）17 時 00 分必着

② 提出方法

質問がある場合は、所定の質問書（様式 4）に質問の要旨を簡潔に記入し、札幌市経済観光局産業振興部産業振興課宛に電子メールで送信すること。メールのタイトルは、「令和 5 年度ものづくり Kids 拠点構築実施業務 質問書（事業者名）」とする。電子メール以外での質問は受け付けない。

電子メールアドレス：monodukuri@city.sapporo.jp

③ 回答方法

質問者には随時回答するとともに、企画提案を受ける上で広く周知するべきと判断されるものは、質問者の名を伏せてホームページで公表する。

(2) 参加意向書の提出

① 提出期限

令和 5 年 6 月 9 日（金）17 時 00 分必着

② 提出方法

公募型企画競争参加意向申出書（様式 1）を持参又は郵送により提出すること。なお、札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていない者については、下記書類についても併せて提出すること。

ア 登記事項証明書の写し

現在事項または履歴事項千部証明書のいずれかとする。参加意向申出書提出日の 3 か月前の日以降に発行されたもの。

イ 財務諸表の写し

直前 2 期分の貸借対照表、損益計算書とする。

ウ 納税証明書の写し

市町村民税及び消費税・地方消費税に係るものとする。参加意向申出書提出日 3 か月前の日以降に発行されたもの。

エ 申出書（様式 5）

オ 誓約書（様式 6）

③ 提出先

「2 担当部署」と同じ。

④ 受付時間

8 時 45 分から 17 時 15 分（土日祝日を除く）

⑤ 参加資格の確認

提出を受けた内容等から参加資格の審査を行い、参加資格を満たすことが確認できた者に対しては、その旨を口頭又は文書により通知する。

参加資格を満たすことが確認できなかった者に対しては、その旨を文書で通知する。なお、上記審査により参加資格を満たすことが確認できた者についても、最終的に契約候補者が選定され、契約締結に至るまでの間に、下記ア～ウの項目に該当することが判明した場合には、提案書類を受け付けず、もしくは既に提出された提案書類の評価を行わず、又は契約候補者としての選定を取り消すものとする。

ア 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき。

イ 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

ウ 不正な利益を図る目的で企画競争実施委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。

(3) 企画提案書の提出

① 提出期限

令和 5 年 6 月 16 日（金）17 時 00 分必着

② 提出方法

下記様式について、持参又は郵送により提出すること。

ア 企画提案申込書（様式 2）

イ 企画提案者概要（様式 3）

ウ 企画提案書（自由様式 A 4 版片面で作成）

表紙を除きページの通し番号を付すること。

エ 積算書（自由様式 A 4 版片面で作成）

・上記イ～エは正本 1 部、副本 7 部及び電子データを提出すること。提出にあたっては、一式をクリップで留めることとし、ステープラーは使用しないこと。また、特別な製本も行わないこと。

・上記（ウ）に掲げる企画書の分量は、添付資料等を含めて、最大で A 4 版 10 ページまでとする（表紙はページ数に含まない）。

・上記エは積算の詳細がわかるように、経費の内訳について記載し、消費税等相当額も明示すること。なお、本積算額は、企画書が選定された提出者との契約額を確約するものではない。

・提案する企画内容が、材料費等実費分の参加費用を徴収する予定である場合は、積算において収支バランスについても記載すること。

③ 提出先

「2 担当部署」と同じ。

④ 受付時間

8 時 45 分から 17 時 15 分（土日祝日を除く）

(4) 参加辞退

参加意向書提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

6 企画提案を求める事項

企画提案書は、別添仕様書に基づき、以下の内容について作成すること。提案は予算の範囲内で全て実施できるものとし、選択式の提案もしくは予算を超えたオプション提案は行わないこと。

- (1) 業務を進めるにあたっての体制及び考え方
- (2) 業務スケジュール及び見積書
- (3) 別添「業務仕様書」の実施項目について、それぞれ効果的かつ具体的な手法
- (4) 別添「業務仕様書」の実施項目以外に必要と考える独自提案と、その効果的かつ具体的な手法

7 企画提案の選定方法

企画提案は、委員会において、下記8「評価基準」に基づき、書類及び下記に掲げるプレゼンテーションにより総合的に審査する。

なお、応募者が10者を超える場合は、書類による審査を行い、プレゼンテーション審査の対象者を選考する。

(1) プレゼンテーション審査

- ・プレゼンテーションの出席者は、総括責任者を含む最大3名までとする。
- ・プレゼンテーションは、1社約20分（提案説明約10分、質疑応答約10分）を想定し、順次個別に行う。
- ・会場は市役所本庁舎内を予定しており、開催日時や実施概要については、別途通知する。

(2) 審査結果の通知

審査の結果は、速やかに対象者全員に対し、文書により通知する。

(3) 契約の相手方について

本業務の委託は、上記審査によって選定された1社に対し、随意契約により行うことを原則とする。なお、選考された者との交渉が不調に終わった場合、選考委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

企画提案に当たっての虚偽の記載及び申告など、不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方としない場合がある。また、企画提案の内容がそのまま契約となるものではない。具体的な契約内容及び委託金額は、選定後に札幌市との交渉を通して決定するものとする。

8 評価基準

審査は下表に示す審査項目による総合点数方式とし、委員会委員の評価の合計点数が高い順に契約候補者とする。総合得点が同点の企画提案書があるときは、委員会で協議の上、選定するものとする。

なお、総合得点満点の6割を最低基準と定め、最低基準点に満たない場合は、契約候補者としなない。また、提案者が1社であっても、最低基準点を超えたときは、契約候補者として選定する。

審査項目と配点	審査基準
1 拠点構築【35 点】	
① 場所・運営日 (20 点)	・ 拠点は地域の子どもや市内の子どもが気軽に立ち寄れ、多くの利用が見込める場所及び運営日であるか。
②広さ (5 点)	・ 簡単な工作機械や工具の操作などを子どもが安全に体験・見学するために十分な広さであるか。
③設備 (10 点)	・ 子どもがものづくりの基本加工（切る、曲げる、穴をあける等）などを体験するために必要な機材が備え付けられる提案となっているか。
2 業務執行能力【25 点】	
①執行体制 (15 点)	・ 業務を実施するに当たり、ものづくりを熟知した者や子どもの対応に慣れた者など適切な経歴を有する者が業務執行体制に含まれ、委託業務を円滑に進められる必要かつ十分な体制であるか。
②積算の考え方 (5 点)	・ 札幌市から提示する概算見積額の範囲内で提案しているか。また、予算の配分が適切であるか。
③スケジュール (5 点)	・ 業務を実施するに当たり、全体のスケジュール設定が妥当であるか。
3 企画提案内容【40 点】	
①企画（体験）内容 (30 点)	・ 提案された企画（体験）内容は、多くの対象者がものづくりの面白さを体感し、興味関心を抱けるものになっているか、また本事業を通じて、将来的にもものづくり企業への就職が選択肢の一つとなるような、魅力を実感してもらうことができる内容となっているか。
②情報発信 (10 点)	・ 提案された情報発信方法は、多くの対象者に興味・関心を持たせ、拠点を利用してもらうことについて効果的で適切なものとなっているか。

9 その他の留意事項

- (1) 企画提案に係る一切の費用は、企画提案者の負担とする。
- (2) 提出のあった企画提案書等は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書の訂正、追加、再提出は認めない。
- (4) 同一の事業者からの複数の企画提案書の提出は認めない。
- (5) 提出した書類等は、札幌市情報公開条例（平成11年12月14日条例第41号）の規定により、公開する場合がある。

10 問い合わせ先

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 15 階北側

札幌市経済観光局産業振興部産業振興課 名取、高田

TEL 011-211-2392 FAX 011-218-5130

Eメール：monodukuri@city.sapporo.jp